



1 趣旨

持続可能な地域社会の実現に向けては、若者ならではのアイデアを自ら行動・実践し、直面する地域課題を乗り越えながら確かな未来への道筋をつける力を養ってほしいと考えています。そこで、若者が活躍できる環境を創出し、若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付することで、アイデアの具現化を支援します。

また、若者の活動内容については、更なる活動拡大に繋がるよう、小田原市内外に広くPRしていきます。

2 応募の資格

市内、市外を問わず、令和8年4月1日時点で、15歳以上40歳未満（※）の個人又は当該年齢に該当する者で構成される団体の代表者であり、申請する者又は団体（以下、「申請者」という。）が事業実施主体となることを条件とします。※義務教育を終了しない者は除きます。
《補助の対象とならない者》

- (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法

人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

3 対象となる事業

本市のまちづくりに寄与する取組であり、かつ、次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 若者や女性が活躍できる場を創出するもの
- (2) 本市への愛着や誇りを醸成させるもの
- (3) 地域活性化に繋がるもの
- (4) 人と人との繋がりを促進するもの
- (5) 地域の魅力を広く発信するもの
- (6) SDGsの推進に関するもの
- (7) 文化・伝統の継承に繋がるもの
- (8) 福祉・健康づくりを促進するもの
- (9) 自然環境や環境保全を図るもの
- (10) 安心・安全な地域づくりを促進するもの

《補助の対象とならない事業》

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 事業実施団体や特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (3) 政治又は宗教に関わる事業
- (4) 国、都道府県その他地方公共団体若しくは民間団体等から助成を受けている場合又は受ける見込みのある事業

4 採択件数

3件程度

5 対象となる経費

- (1) 使用目的が、当該事業の実施に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定後の契約・発注により発生した経費
- (3) 領収書等によって金額・支払先等が確認できる経費
- (4) 審査委員会が認める経費

《補助対象経費一覧》

区分	内容
報償費	外部講師・指導者・スタッフへのお礼等 ※図書券などの金券を謝礼とする場合、譲渡先を明確にすること
旅費	構成員の交通費、外部講師・指導者・スタッフの交通費及び宿泊費等の実費 ※旅費の上限は申請額の1/3とする ※イベント等参加者の交通費や宿泊費は対象外 ※原則として「駅すぱあと」で検索をし、定められた条件で検索した経路の中で、一番早い経路を選択して算定すること
消耗品費	消耗品（単価3万円未満の物品）等の購入費 ※1回または短期間の使用により消耗するもの
食糧費	事業の実施に必要であるお茶等の食糧費 ※昼食代等は除く
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵送料等
広告料	地元メディア等への広告掲載料
手数料	振込手数料等
保険料	イベント保険掛金、ボランティア保険掛金等
委託料	ウェブサイト制作委託料等
使用料及び賃借料	会議室、機器等の使用料 イベントで使用する車等の借り上げ料
備品購入費	管理責任者を明確にしたもの 品質形状が変わることなく、比較的長期間（概ね1年以上）使用・保存できるもののうち、単価3万円以上のもの

《補助対象として認めない経費》

- (1) 構成員の人件費、申請団体等の運営に関する経費
- (2) その他、審査委員会が不要と判断したもの

6 補助金の額

限度額 30 万円。ただし、令和8年4月1日時点で 18 歳未満の者が申請する場合若しくは団体の代表者である場合は、限度額を 10 万円とします。

※この補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補

助します。

7 事業実施期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）まで。

8 スケジュール（※スケジュールは変更になる場合があります。）

項目	日程
申請に関する質問や相談	令和8年5月29日（金）まで
提案書類の提出締切	令和8年6月12日（金）まで
一次審査結果通知	令和8年7月1日（水）
市民投票	令和8年7月6日（月）から7月15日（水）まで
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月18日（土）or19日（日）
審査結果の通知・公表	令和8年7月31日（金）
事業実施期間	交付決定日から令和9年2月26日（金）まで
実績報告書提出	令和9年2月26日（金）まで
実施報告会	令和9年3月

9 申請に関する質問や相談

申請に関する質問や相談は、電話やメール等により、令和8年5月29日（金）まで受け付けます。お気軽にご相談ください。なお、受け付けた質問で全体に公表すべきと判断したものについては、本市ホームページに掲載します。

《問合せ先》

「17 問合せ・各書類の提出先」を参照。

10 提案書類の受付等

《提出締切》

令和8年6月12日（金）

《提出書類》

- (1) 小田原市若者応援事業費補助金事業認定及び交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び概要書

① 事業計画書（パワーポイント等）

事業の目的、目標、内容、成果、スケジュール、事業後の展開を記入したものを作成してください。なお、事業計画書は、二次審査（プレゼンテーション審査）

でも使用していただきます。

② 概要書（パワーポイント等）

事業計画書をA4サイズ横1枚にまとめたものを作成してください。概要書は、一次審査後の市民投票でも使用しますので、写真や画像を活用し、わかりやすいものとしてください。なお、申請者を特定することのできる文言は、できる限り控えてください。

(3) 収支予算書（様式第2号）

見積書等、積算根拠がわかる資料を添付してください。

(4) 運営体制報告書（様式第3号）

年齢を確認することができる資料（保険証、マイナンバーカード等の写し）を添付してください。

(5) 令和8年4月1日時点で18歳未満の者が申請・参加する場合には、保護者等（親権者である父母又は未成年後見人等をいう。）による同意書（様式第4号）を提出してください。

《提出方法》

提出書類一式を持参又は郵送（紙媒体で1部）、事業計画書及び概要書の電子データをメールにて提出してください。※期限内必着

《提出先》

「17 問合せ・各書類の提出先」を参照。

《提出書類の取扱い》

- (1) 提出書類は、返却しません。
- (2) 提出書類は、提案審査及び公表の目的以外には使用しません。
- (3) 提出書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に申請者への意見照会を行い決定します。申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

11 提案の審査

《応募要件の審査》

応募されたすべての申請者に対し、参加資格などの応募要件を満たしているか確認等を行います。

《一次審査》

応募件数等に応じて、提出書類による一次審査を行います。審査通過の可否は、後日、×

ールにてご連絡します。

《市民投票》

一次審査を通過した提案については、本市ホームページ上で市民による投票を行い、順位に応じた点数を、二次審査に反映させる予定です。本市ホームページには、提出書類で定めている概要書を掲載します。

《二次審査（プレゼンテーション審査）》

- (1) 日程：令和8年7月18日（土）
- (2) 場所：おだわら市民交流センター「UMECO」
- (3) 一次審査を通過した申請者より、提案内容のプレゼンテーションをしていただきます。詳細は、一次審査の結果と併せて、メールにてご連絡します。
- (4) プレゼンテーション審査で使用する資料は、提案書類の提出締切までに提出された事業計画書、収支予算書、運営体制報告書とし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。なお、説明は10分以内とする予定です。
- (5) プレゼンテーション審査の様子は動画にて撮影し、採択の可否に関わらず、本市ホームページ等において公開します。
- (6) 審査結果は、後日、メール及び書面にてご連絡します。

《審査の目安》

- (1) 本市のまちづくりに寄与する取組となっているか
- (2) 若者ならではの夢や独創性があるか
- (3) 目的や成果目標は明確であるか
- (4) 事業の継続や拡大など、今後の展開を期待できるか
- (5) 事業の実現可能性は高いか
- (6) 事業に要する費用の見積もりは妥当か

なお、申請者の年齢を考慮させていただく場合があります。

12 審査結果の公表

採択となった提案については、本市ホームページにて公表します。

13 事業実施期間

補助金交付決定日から令和9年2月26日（金）までとします。

変更・中止等があった場合は、速やかに「17 問合せ・各書類の提出先」に連絡してください。

14 実績報告

《提出期限》

事業の完了日から 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日（金）のいずれか早い日までに、報告してください。

《提出書類》

(1) 小田原市若者応援事業費補助金実績報告書（様式第 12 号）

(2) 成果報告書

申請時の事業計画書を実績に基づき修正し、事業の実施が確認できる写真等の資料を添えて提出してください。

(3) 収支決算書

申請時の様式第 2 号に変更内容を朱書きし、資料を添付してください。

(4) その他の必要な資料

15 実施報告会

採択提案者から、アイデア実現までの活動について、報告していただきます。詳細は、別途お知らせします。

16 その他

(1) 本事業は、小田原市若者応援事業費補助金交付要綱に基づき、補助を行うものです。概算払の必要があると認められる場合は、請求があった日の翌月末までに必要な所要額を交付することができます。概算払などの詳細は、同要綱をご確認ください。

(2) 応募に関する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提案に当たっては、事前に申請者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは申請者に帰属するものとします。

(4) 申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

① 参加資格の要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ プレゼンテーションに参加しなかった場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) この募集要項に定めのない事項については、申請者と市との協議のうえ、決定することとします。

(6) 採択となった提案は、アイデア実現までの活動を、本市ホームページをはじめ、様々な広報媒体を通じて、小田原市内外に広く PR していきます。

17 問合せ・各書類の提出先

小田原市 子ども若者部 子ども政策課 青少年育成係

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話番号：0465-33-1723

メールアドレス：se-ikusei@city.odawara.kanagawa.jp